

国立大学法人愛媛大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）では、愛称等の付与を通じて、当該施設等の魅力向上を図り、本学及び地域の活性化に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

別紙ネーミングライツ公募対象施設一覧のとおり

2. 募集の概要について

(1) 協定の条件

- ① 協定の期間：原則3年以上5年以内（初回協定開始日より5年以内で更新可）
- ② ネーミングライツ料（別紙ネーミングライツ公募対象施設一覧のとおり）

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）。ただし、次の各号に掲げる者は、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行う者
- ⑤ 賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされている者
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 国税、地方税等を滞納している者
- ⑩ 社会問題を起こしている者
- ⑪ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑫ その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる者

(3) 愛称等の付与

- ① 命名する愛称等（法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関するもの
 - ・貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
 - ・社会的批判を惹起するおそれがあるもの
 - ・その他表記する愛称等として適当ではないと認められるもの
- ③ 愛称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の愛称等変更はできません。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

（※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設等に愛称等のサインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後又は協定の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別に負担願います。)
- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 愛称等の使用開始日において、サインや案内看板等の設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サインや案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間、提出方法

募集期間は随時受付とします。

ただし、対象施設・スペース毎に、最初の応募者を受け付けた翌月の同日をもって、当該施設等の受付は終了いたします。受付終了日時は、本学のホームページ等でお知らせします。提出方法はメール送付、持参もしくは郵送とし、郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人等に係る以下の書類等
 - (イ) 概要及び直近3年間の決算報告書
 - (ロ) 登記事項証明書(発行3か月以内のもの)
 - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。

なお、いずれの応募についても、不相当とする場合もあります。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
選定基準	愛称等 (サイン等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員及び地域住民に受け入れられるか。 ・施設等のイメージを損なうおそれがないか。 <p style="text-align: right;">など</p>
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがあるか。
	ネーミング ライセンス料	<ul style="list-style-type: none"> ・本学が設定する最低年間協定額以上であるか。 ・高額であるほど高評価とする。
	協定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の希望協定期間以上であるか。 ・協定期間が長いほど高評価とする。
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

(9) 選定結果の通知

選定結果はすべての応募者に通知します。

3. 協定の締結及び公表

本学は、ネーミングライセンス・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライセンスに関する協定を締結します。

なお、協定締結後、決定した愛称等、ネーミングライセンス・パートナー、ネーミングライセンス料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライセンス料の納入時期

ネーミングライセンス料は、協定期間年度（4月1日から翌年3月31日まで）の5月末までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度途中で協定期間が開始される協定開始月の翌月末までに納入するものとします。なお、年度途中で協定期間が開始又は満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とし、1ヵ月未満の日数がある場合は、これを1ヵ月としてネーミングライセンス料を算出します。

5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権、著作権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミ

ングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は期間満了を待たずに協定を解除することができることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1か月月以上前に本学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

愛媛大学教育学生支援部教育企画課総務チーム

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3

Tel 089-927-9153

FAX 089-927-8100

Email gakukai@stu.ehime-u.ac.jp

※申込を受理しましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。

数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

※対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問い合わせ先までご連絡ください。

ネーミングライツ公募対象施設一覧

No.	施設・スペース の名称	希 望 協定期間	ネーミングライツ料 最低年間協定額（千円） （消費税及び地方消費税は別途）	備 考 （協定開始）
1	グリーンホール	3年－5年	5,000	随時

ネーミングライツ・パートナー申込書

愛媛大学のネーミングライツ・パートナーになることを希望しますので、必要書類を添えて応募します。

募集要項の「応募資格」の要件を全て満たし、提出した応募関係書類については、事実と相違がないことを誓約します。

年 月 日

国立大学法人愛媛大学長 殿

申込みを行う法人の住所、名称及び代表者等氏名	〒	
担当者連絡先	部署	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
ネーミングライツ希望施設等	No.	
	施設・スペースの名称	
応募の趣旨		
愛称等・サイン案	別紙のとおり (※)	
希望協定価格	円/年 (消費税及び地方消費税は含まない)	
希望協定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
その他希望事項		

(※) 別紙 (任意の様式) に記載し、本申込書に添付すること。